

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年4月1日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530341

研究課題名（和文） 独占形成期ドイツにおける環境闘争：化学工業を例として

研究課題名（英文） Environmental Conflicts in German Chemical Industry from the late 19th to the early 20th Century

研究代表者

田北 廣道（TAKITA HIROMICHI）

九州大学・大学院経済学研究院・教授

研究者番号：50117149

研究成果の概要（和文）：

本研究では、ドイツ化学工業を舞台とした認可闘争において参加主体とゲーム・ルールの双方で1880年代が一大分岐点をなすことを明らかにし、Uekötter(2007)やBayerl(1994)が主張する「環境史の分水嶺としての第二帝政期」や「大工業の序曲」の所説を再確認した。主要な成果は、1)科学技術の素人集団である「地区委員会」が審査窓口となったこと、2)現地状況に代わり科学技術が審査基準となったこと、3)認可闘争は下火に向かったこと、の3点に要約できる。

研究成果の概要（英文）：

The 1880s occupies a fundamental turning point in the environmental history of Germany, which is symbolically expressed as “the Second German Empire as the watershed of environmental history” (Uekoetter, 2007) or “an overture to a big industry” (Bayerl, 1992). The main outcomes are summarized as follows.1) The district-committee, which was composed of local industrialist, trader and landowner, replaced the “collegium”, which had been composed of legal, medical and architectural experts.2) Standards for judgments shifted from local conditions around a factory to the technological measures.3)Cases of Concession-Conflicts diminished drastically after the1880s.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,400,000	420,000	1,820,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：経済学・経済史

キーワード：経済史、環境史

1. 研究開始当初の背景

ドイツ化学工業は、英仏より遅れてスタートしたが、1880年代後半以降「生産の科学化」

を背景にして急成長を遂げ、20世紀初頭には合成染料によって世界市場を席卷するに至った。この事実が、これまでの研究スタンス

に強い影響を与えてきた。

(1)ドイツ化学工業の急成長の推進要因探しが好みのテーマとされてきた。我が国でも寡占的大企業の形成史に関しては加来(1986)や工藤(1999)に代表されるような優れた業績が発表されてきた。

(2)しかし、ドイツ化学工業は自由な市場条件のもとで発展してきたわけではない。1970年代以降に活性化した環境史研究が教えるように、1845年『営業条例』は化学工場の建設ないし経営内容変更時には、それに先行して行政当局から認可取得を義務づけていた。そして、企業家による認可申請と計画公示を契機にして周辺住民から頑強な抵抗を受けることになった。特に、多様な有害原料を大量に使用して、健康・財産被害が危惧されるからである。

(3)そこで寡占的大企業の形成にとっての道ならし過程の一つとして、1880年代以降の認可闘争の退潮を考察することが不可欠と考えられた。

2. 研究の目的

(1)1845-1910年デュッセルドルフ行政管区内に立地する化学企業による認可申請を契機に発生した環境闘争の特質の変化について、参加主体(政府・自治体、企業、市民)の関係の変化と社会経済・法制的なゲーム・ルールの変化とを対応させながら考察する。それを通じて、内外の研究史に3つの角度から貢献することを目的としている。

①後発工業国ドイツにおける急速な工業化の要因を「社会全体の産業化」から考察し、「自然の資源化」を含めた政治・社会的特質を「大工業への序曲」概念に収斂させて考察した Bayerl(1994)の業績に、その一齣として「環境闘争の鎮静化」を加えることができる。

②Uekötter(2007)は、「第2帝政期を環境史の分水嶺」と捉える所説を提示した。その一つの指標は、「環境政策の科学化」だが、そこで挙げられた帝国の研究機関の創設とは違って、認可闘争の参加主体と判定基準としての科学技術主義の勝利の過程をクローズアップすることで、「環境政策の科学化」を社会の深部から考察することができること。

③上記のように、寡占的大企業の形成史に先行ないし平行した環境闘争の鎮静化と科学技術主義の勝利を跡づけることで、環境史の成果も取り入れた社会経済史像を提示できること。

(2)ドイツ環境史は、米国より遅れて始動したが、「思春期を通過して」(Freytag,2006)独自の学問分野として確立したといわれている。ただ、Toyka-Seid(2003)の動向論文から読みとれるように、研究対象と方法は収斂するというよりは、むしろ拡散傾向にあるが、次の2つの論点を継承しつつ、実証研究に取り

組む。

①環境問題を孤立して考察するのではなく、時代的文脈内に的確に位置づけながら接近すること。

②「経済成長・技術進歩」概念に囚われずに経済社会の歩みの再構成を目指すこと。

(2)実証研究の対象にはライン地方(デュッセルドルフ行政管区)に位置する化学企業を取り上げ、認可闘争の行方をも左右するような社会経済・法制的なゲーム・ルールの変化と関連づけつつ検討する。幸い、本研究の叩き台となる優れた業績は、発表されている。

①Hüttenberger(1992):1875/77年イエガー闘争を「1870年代デュッセルドルフ行政管区で発生した環境闘争の最も典型的な事例」と捉え、5つの特徴を析出している。その当否の検討から、環境闘争の時代相を浮き彫りにできる。

②Henneking(1994)は、第一次世界大戦前ライン地方の化学企業122社の認可申請を契機に発生した環境闘争を網羅的に検討して、史料調査、闘争の行方、法制的変化、化学連盟の活動など多くの点で啓発を受けた。ただ、前半部の制度変化と後半部の事例研究が有機的関連のもとに捉えられていないこと、そして事例研究が企業の立地する都市毎ではなく、染料・肥料といった生産部門別に行われていて、多くの場合、反対派住民と連携して市当局が抵抗した事実を看過していること、など欠陥もある。

3. 研究の方法

(1)ドイツ環境史研究の最近の潮流を意識しながら、「政策主体アプローチ」と呼ぶ接近方法を採用した。すなわち、環境闘争に關係する諸主体(政府、企業、住民)間の關係の変化を、法制的・社会経済的なゲーム・ルールの変遷と対応させつつ考察することにした。その際、経済還元主義・科学技術主義に代表されるような既成の代理論に囚われず、換言すれば「最初から環境的善玉・悪玉」図式から出発せずに、主体間の關係の変化を追跡する Siemann/Freytag(2003)、Radkau(2003)、Uekötter(2003)や米国の Tarr(2005)らと、相通ずるところがあることを指摘しておきたい。

(2)実証研究の中心対象には、バルメンとデュッセルドルフに本拠を構えたイエガー染料会社を取り上げた。Pohl(1983)が指摘するように、ドイツで最初にアニリン赤(フクシン)生産を手がけた開拓者として化学工業史に鮮明な足跡を残しており、また Henneking(1994)から「13度認可申請して全てで抵抗を受けた唯一の企業」と表現されたように、1862-1909年に繰り返し認可闘争の洗礼を浴びて、長期にわたり多様な史料が伝来するからである。

①2010年度にノルトライン・ヴェストファ

ーレン州立文書館(デュッセルドルフ)で2度実施した史料調査・収集作業によって、必要な史料は入手した。

②ただ、次の2つの状況を考慮し、また独占形成期の認可闘争の特徴をいちだんと浮き彫りにするために、イエガー会社以外の史料も利用することにした。

一つに、イエガー会社をめぐる認可闘争は、1861年改訂版『営業条例』・『執行規則』の発布後に発生しており、1845年『営業条例』による事前認可制度導入直後の事例を見るために、ヴェーゼントフェルト化学会社(1845-1873)を取り上げることにした。

他方で、1880年代(後述のように認可闘争の大きな分岐点に当たる)のイエガー会社関係の史料が所収される原本は、損傷が激しいなど判読不能な箇所が多々あったため、ヘルベルツ化学会社とダール染料会社を取り上げた。

4. 研究成果

(1)ドイツ化学工業における環境闘争は、1880年代半ばに大きな分岐点を経過し、20世紀初頭に一つの到達点に達した。その意味から、「第二帝政期を環境史の分水嶺」に位置づける Uekötter(2007) や Brüggemeier/Rommelspacher(1992)らの所説、あるいは認可闘争の鎮静化を Bayerl(1994)のいう「大工業の序曲」の一齣に位置づける見方は、確認できたといえよう。なお、田北(③⑤)の主要な検討結果は、下記の通りである。

①1880年代は認可審査において大きな転換点をなしている。一つに、1883年『行政法』により人口1万以上の都市では、化学工業の認可審査の窓口は国王政府・内務部・合議団から「地区委員会」に代わった。この地区委員会は、科学技術の素人である地方名士(企業家・商人・農場主など)から構成されており、法律・医療・建築の専門家からなる合議団と交替したことは、審査体制の一大変革を意味していた(但し、デュッセルドルフ行政区で実際に地区委員会が活動を開始したのは、1888年秋以降のことである)。二つに、1884年改訂版『営業条例』により、認可申請時に提出される書類・図面の予備審査のうち郡医師にかわって営業監督官が登場した。彼らの資格取得試験に医学は含まれていず、長期的には大きな影響があると考えられる。加えて、営業評議員は、計画公示後の異議申し立てがあった場合に開催される、意見聴取会に専門家の資格で参加するようになり、それまで専門家の資格でしばしば招聘されていた実業学校の化学教師にとってかわった。

②1880年代半ばの2つの闘争からは、20世紀初頭への過渡期の特質を読み取れた。

1.ヘルベルツ闘争において国王政府は、ボン大学のフライターク教授の証言と工場周

辺の地形・風向き・営業配置など現地状況を考慮しつつ、認可申請の出たアンモニアについては退ける決定をくだした。

2.その後、企業家はベルリンの商務相宛に抗告した。商務相は、修正版の経営説明書・図面を抛り所にアンモニア生産に認可発給するように決定した。現地状況は一切考慮されず、もっぱら科学技術の進歩に依拠していた。

3.ダール闘争ともども、新たなタイプの専門家が科学的鑑定の担い手として登場した。ドルトムント在住の「裁判において宣誓の上、証言できる化学者」の資格をもつ化学者がそれに当たる。このような職業が登場したこと自体、化学工業をめぐる認可闘争の判定基準が、大きく科学技術へ傾斜したことを示している。なお、そのカイザー博士は、エルバーフェルトの市立病院長・公衆衛生評議員の資格をもつ人物から鑑定依頼をうけるなど市民レベルでは高い評価をえていたが、国王政府からは「ヴッパータールの産業には通暁しているが、私的な化学者」と、官製の化学者より一段低い存在と見なされおり、専門家の序列化の端緒を読み取れる。

4.ダール闘争からは、科学技術主義の浸透に伴い、直接闘争に参加するのが困難となってきたことを窺わせる新たな状況を読み取れる。すなわち、反対派住民を支援するために化学工場街に居住する住民23名が「食事仲間」と称する支援団体を組織して日常的な被害状況を訴えている。

5.ダール闘争の抗告審は、反対派の提出したカイザー博士らの鑑定書の効果なく、科学技術の進歩により問題は解決できると判定して終わった。

③20世紀初頭のイエガー闘争は、科学技術主義の勝利を強く印象づけた。

1.地区委員会が審査窓口として、営業監督官が意見聴取会に専門家資格で登場しており、しかも1884年改訂版『営業条例』における「至急事項」指定を反映するかのようになり、計画公示時点で意見聴取会の開催期日が掲載されており、審査の迅速化が一段と進められた。

2.計画公示後の意見聴取会のなかで明らかになった経営説明書・図面の不備を手直しした修正版と「学界・産業界でアニリン染料の権威」と定評のあるベルリン工科大学教授ヴィット博士の鑑定書に対して、反対派は意見を求められた。この高いハードルを前に、半数の反対派が異議を取り下げた。

3.営業監督官は、ヴィット博士の鑑定書の提言を受け入れて、条件付きでの認可発給を提案した。科学技術の素人集団である地区委員会も、それを追認した。

4.反対派は、抗告審まで争ったが、商務相は、認可条件に書かれていた「実践可能な限

り」という曖昧な表現を改め、排出ガスの「限界値」を挙げることで抗告を退けている。もはや現地状況は考慮されていず、「環境問題は科学技術の進歩により解決可能である」とする姿勢が明確化した。それと並行して専門家の序列化が鮮明となったことは、言うまでもない。

(2)2004 年仮説の修正

筆者は、ルール地方の環境史に関して優れた業績を多数発表している Brügge-meier の所説を下敷きにして、19-20 世紀初頭の主体配置とゲーム・ルールについて、次のような3段階仮説を提示していた。

第1期(1800-1845)：政府・企業・住民の3主体。隣人権(政府の認可発給とは別に事前協議・事後的な営業停止請求権の留保：公法・私法)に基づき住民が政府・企業双方に強い影響力を行使できる時期。

第2期(1845-1880)：政府・企業・住民の3主体だが、営業認可制度の導入により認可発給権が国王政府に移り、住民は計画公示後の異議申し立てを通じて公法的権利を行使するように制限された。

第3期(1880-1914)：政府・企業の2主体への後退。寡占的大企業の形成に伴う経済政治的影響力の拡大と認可審査体制の変容により認可審査の集権化と「産業保護」の道具立てへの移行が完成した。

①2004 年仮説は、農業社会の色濃く残る初期工業化期の支配的ゲーム・ルールを隣人権と捉え、1845 年『営業条例』により導入された事前営業認可制度により公法・私法が分離される過程を追究することを主眼としていた。

②1845-1909 年の認可闘争にかんする実証研究を通じて、主体とゲーム・ルールとの複合性が明らかになったが、その点を修正する限りで、当初考えた3段階の仮説は検証できたと考えている。

1)第2ステップについて

1. 1845/55 年ヴェーゼンフェルト闘争は、いろいろな次元で営業認可制度導入直後の混乱を示していた。住民は、正規の異議申し立てを可能にする法制定を待望していたが、既存の工場施設の遡及的適用は門前払いされた。国王政府・市当局も、都市中心部への化学工場の立地には反対の姿勢を示していた。特に、市当局は、建築・火災・公衆衛生的観点からだけ行われる認可審査に懐疑的であり、市議会ともども「都市共同体全体の利益」を考慮した鑑定書による認可審査への参加を要求した。

2. 1861/72 年イエガー闘争と 1869/73 年ヴェーゼンフェルト闘争では、改訂版『営業条例』・『執行規則』で登場した公示免除の認可手続きを採用していたため、住民の抵抗は封じられてしまった。イエガー会社は、平然と

迷惑の垂れ流しを続けて、市民の怒りを爆発させた。1872/75 年有力市民と市当局の連携した反対運動により、主力工場の市外移転を余儀なくされている。『営業条例』のもつ「住民保護」のための法的基礎という主旨は十分に機能していた。この点、公示免除手続きを採用したなかで、国王政府が初めから専門家の鑑定に基づき条件付き認可を考えていた、ヴェーゼンフェルト闘争についても当てはまる。ここでは、反対派住民の意見を代弁してフル活動した環境派の上級市長 A.プレットの果たした役割が注目される。

2)修正版仮説と第3ステップについて

1.主体の複合性：従来は、認可の予備審査・本審査・抗告審を担当する自治体当局、国王政府、商務省を「政府」として一枚岩のものと考えていた。しかし、自治体当局は、『営業条例』発布以前から独自に法令を発布するなど、公衆衛生と他の営業との関係調整という立場から慎重な認可審査を行ってきており、多くの場合、反対派住民と連携して戦っていた。国王政府も、必ずしも企業利害の擁護者とならずに、現地状況も考慮して判断を下していた。

2. ゲーム・ルールの複合性：上記の 2)-1. と関連して、自治体当局の法令、あるいは隣人権の系譜を引くと思える、「住宅地そばの工場は、自発的か強制的かを問わず、市外・外縁部」に移転する社会ルールが、強い影響力をもっていた。

3. 上記の 2)-1,2 と関連して、認可闘争の判定基準として現地状況(住民・自治体当局の声と地形・風向・営業配置など)は、無視できない重みを持っていた。したがって、認可闘争の鎮静化のためには、現地状況にかかわりなく環境汚染・生活妨害は解決可能であるとする論理が不可欠だった。これが「科学技術主義の勝利」に他ならない。認可審査に関与する専門家は、郡役人、地元実業学校教師、合議団のメンバー、「裁判において宣誓の上証言できる化学者」大学教授、抗告審の助言機関である王立営業技術委員会まで多様だが、1880 年代以降に序列化が始まり、20 世紀初頭には確立した。

4.自治体の法的・社会的ルールと隣人権の根強い存続のなかで国王政府による認可体制の集権化・統一化には、大きな摩擦を伴いつつ長い年月が費やされた。「生産の科学化」を基礎に寡占的大企業形成に向かう 1880 年代以降に環境闘争は次第に後退していき、「大工業の序曲」としての役割を終える。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

①田北廣道、19世紀~20世紀初頭ドイツの認可闘争とゲーム・ルール：営業認可制度を中心に、経済学研究、査読有、79巻5・6号、2013、79-117

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

②田北廣道、19世紀後半バルメンにおける化学工場と環境汚染：1869/73年ヴェーゼンフェルト化学会社の例、経済学研究、査読有、79巻1号、2012、39-65

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

③田北廣道、1870年代前半ドイツ化学工業と環境闘争：「住民保護」の頂点、経済学研究、査読有り、78巻5・6号、2012、17-58

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

④田北廣道、独占形成期ドイツの化学工業と認可闘争：1880年代半ばの2つの事例研究、経済学研究、査読有、78巻4号、2011、41-80

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

⑤田北廣道、プロイセン「一般営業条例」導入直後の環境闘争：1845/55年ヴェーゼンフェルト化学工場を例として、経済学研究、査読有、78巻2・3号、2011、63-91

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

⑥田北廣道、20世紀初頭ドイツ化学工業と環境闘争：1907/09年イエガー会社の事例、経済学研究、査読有、78巻1号、2011、41-79

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

⑦田北廣道、社会経済史の再構成に向けて：ドイツ環境史の可能性(1)、経済学研究、査読有、77巻5・6号、2011、73-107

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

⑧田北廣道、1872-75年イエガー染料会社と環境闘争：鑑定書・証言録にみる闘争の諸相、経済学研究、査読有、77巻1号、2010、71-119

(URL: <https://qir.kyushu-u.ac.jp/dspace/>)

[学会発表] (計 2 件)

① 田北廣道、社会経済史学会・九州部会(於、九州大学)

2011年4月16日「19世紀半~20世紀初頭ドイツの認可闘争：化学工業を例として」

② 田北廣道、社会経済史学会・九州部会(於、九州大学)

2012年4月14日「1870年代バルメンの化学企業と認可闘争：環境派市長 A.ブレットの活動を中心に」

[図書] (計 1 件)

①田北廣道、社会経済史学と環境史：対象・方法の革新、社会経済史学会編、社会経済史学の課題と展望、有斐閣、2012、169-182

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田北 廣道 (TAKITA HIROMICHI)

九州大学・大学院経済学研究院・教授

研究者番号：50117149

(2) 研究分担者 なし

()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし

()

研究者番号：